

平成 30 年度における独立行政法人酒類総合研究所の 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人酒類総合研究所

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 30 年度における独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙 1」の物品等の種別ごとに、前年度の実績を上回ることを目標とする。また、必要に応じ好事例等を研究所内全てに周知徹底するとともに、過去の物品等の調達実績も考慮し調達の推進に努める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

研究所においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、研究所の各課・部門で調達する契約に適用する。

各課・部門は、「別紙 1」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、独立行政法人酒類総合研究所契約事務取扱要領（平成 13 年 4 月 1 日酒類総合研究所第 82 号）第 20 条第 1 項第 14 号を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年

法律第 123 号) 第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、研究所に推進連絡会議を設置する。推進体制は「別紙 2」のとおりとする。

なお、推進連絡会議においては、1 の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各課・部門に対し改善策を指示する。

(4) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各課・部門は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等から物品等の調達実績を総務課会計係に報告する。
- ② 総務課会計係は、①による各課・部門からの報告を取りまとめ、法第 7 条第 1 項に基づき、その概要を速やかに研究所ホームページに公表するとともに、財務大臣を通じて厚生労働大臣に通知する。

別紙1

【物品等の品目分類】

種別	品目	具体例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	② 小物雑貨	衣服、清掃用具、防災用品、非常食 など
	③ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業 など
	④ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
a	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創造的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18号第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容を対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあわせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

別紙2

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

